

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 政局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…(循環型社会推進課)	17
○特定調達契約に係る資格に関する公示…(地域医療課)	17
○特定調達契約に係る入札の公告…(地域医療課)	18
○家畜伝染病検査の命令(4件)…(畜産振興課)	19
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出…(農業施設管理課)	22
○土地改良事業計画の変更の認可…(農業施設管理課)	22
○道営土地改良事業変更計画の決定…(農業施設管理課)	23
○道営土地改良事業の工事の完了…(農業施設管理課)	23
○知事権限に係る保安林の指定の解除…(治山課)	23

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示(3件)…	23
------------------------	----

道公安委員会規則

○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…	25
○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則…	26

道警察本部告示

○警察署分庁舎の設置に関する告示…	26
○特定調達契約に係る落札者等の公示…	27

道警察署告示

○特定調達契約に係る入札の公告(2件)…	27
----------------------	----

告 示

北海道告示第108号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

令和8年3月13日

北海道知事 鈴木直道

1 指定番号 第441号

- 2 指定の区域 網走郡美幌町字報徳82番1の一部(指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。)、並びに82番2、3、4、83番2、4、5、6、7及び84番の全部
- 3 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第3号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の31第2号

(「指定区域を明示した平面図」は、省略し、その図面を北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課及びオホーツク総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第109号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和8年3月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 資格及び調達をする物品等の種類

令和8年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

 - (1) 契 約 令和8年3月13日に一般競争入札の公告を行う電子カルテシステム及び医事会計システムの賃貸借契約
 - (2) 資 格 電子カルテシステム及び医事会計システムの賃貸借契約に関する資格(以下「資格」という。)
 - (3) 物 品 等 の 種 類 電子カルテシステム及び医事会計システム
- 2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

 - (1) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
 - (2) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
 - (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和8年3月13日(金)から同年4月15

日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ、エ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5248

北海道告示第110号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年3月13日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
電子カルテシステム及び医事会計システムの賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間 令和8年6月1日から令和14年5月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 北海道立天売診療所、北海道立焼尻診療所、北海道立白滝診療所、北海道立庶野診療所、北海道立香深診療所、北海道立鬼

脇診療所、北海道立ウトロ診療所及び北海道立阿寒湖畔診療所

2 入札に参加する者に必要な資格

令和8年北海道告示第109号に規定する電子カルテシステム及び医事会計システムの賃貸借契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階道立病院局会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8558 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課）
- (2) 入札日時 令和8年4月23日（木）午前10時（送付による場合は、同月22日（水）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほ

か、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5248

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Electronic medical record system and Medical accounting system 1 set
B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 23, 2026
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 22, 2026)
C Contact : Regional Medical Service Division, Bureau of Regional Medical Service Promotion, Department of Health and Welfare, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5248

北海道告示第111号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予察のための検査を受けることを命ずる。

令和8年3月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
全 市 町 村 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施の区域内の鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）の農場（鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥については飼養羽数が100羽以上の農場、エミュー及びだちょうについては飼養羽数が10羽以上の農場に限る。）で飼育される家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの。
- 4 実施の方法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
(2) 検査は、血清抗体検査及びその他必要な検査による。

北海道告示第112号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命ずる。

令和8年3月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 牛のヨーネ病（搾乳牛）
- (1) 実施の目的
牛のヨーネ病の発生予防のため
- (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
- | | |
|-----------|-----------------------|
| 芦 別 市 | 令和8年4月1日から同年5月29日まで |
| 砂 川 市 | 令和8年5月1日から同年6月30日まで |
| 江 別 市 | 令和8年4月1日から同年8月31日まで |
| 余 市 町 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| 赤 井 川 村 | 同 |
| 室 蘭 市 | 令和8年4月1日から同年8月31日まで |
| 登 別 市 | 同 |
| む か わ 町 | 同 |
| 平 取 町 | 令和8年5月1日から令和9年3月31日まで |
| 函 館 市 | 令和8年4月27日から同年7月17日まで |
| 知 内 町 | 令和8年4月1日から同年6月5日まで |
| 木 古 内 町 | 同 |
| 旭 川 市 | 令和8年4月1日から同年8月31日まで |
| 当 麻 町 | 同 |
| 比 布 町 | 同 |
| 上 富 良 野 町 | 同 |
| 初 山 別 村 | 令和8年4月1日から同年6月30日まで |
| 紋 別 市 | 令和8年8月3日から同年12月28日まで |
| 斜 里 町 | 令和8年4月1日から同年7月31日まで |
| 佐 呂 間 町 | 令和8年7月1日から同年12月28日まで |
| 遠 軽 町 | 令和8年5月1日から同年9月30日まで |
| 新 得 町 | 令和8年5月18日から同年8月7日まで |
| 清 水 町 | 令和8年4月13日から同年7月3日まで |

中札内村 令和8年4月1日から同年6月26日まで
 大樹町 令和8年4月1日から同年5月29日まで
 浦幌町 令和8年8月3日から同月31日まで
 厚岸町 令和8年7月1日から令和9年2月26日まで
 浜中町 令和8年4月13日から令和9年2月26日まで
 根室市 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 別海町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第9条に定める方法による。

なお、スクリーニング法には予備的抗体検出法を用いる。

2 牛のヨーネ病（肉用繁殖牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

芦別市 令和8年4月1日から同年5月29日まで
 砂川市 令和8年5月1日から同年6月30日まで
 石狩市 令和8年4月1日から同年8月31日まで
 島牧村 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 寿都町 同
 赤井川村 同
 苫小牧市 令和8年4月1日から同年8月31日まで
 平取町 令和8年5月1日から令和9年3月31日まで
 函館市 令和8年4月27日から同年7月17日まで
 知内町 令和8年4月1日から同年6月5日まで
 木古内町 同
 鹿部町 令和8年4月1日から同年6月12日まで
 江差町 令和8年4月1日から同年8月31日まで

上ノ国町 同
 厚沢部町 同
 乙部町 同
 旭川市 令和8年4月1日から同年8月31日まで
 当麻町 同
 比布町 同
 上富良野町 同
 紋別市 令和8年8月3日から同年12月28日まで
 斜里町 令和8年4月1日から同年7月31日まで
 佐呂間町 令和8年7月1日から同年12月28日まで
 遠軽町 令和8年5月1日から同年9月30日まで
 新得町 令和8年5月18日から同年8月7日まで
 清水町 令和8年4月13日から同年7月3日まで
 中札内村 令和8年4月1日から同年6月26日まで
 大樹町 令和8年4月1日から同年5月29日まで
 浦幌町 令和8年8月3日から同月31日まで
 厚岸町 令和8年7月1日から令和9年2月26日まで
 浜中町 令和8年4月13日から令和9年2月26日まで
 根室市 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 別海町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、規則第9条に定める方法による。

なお、スクリーニング法には予備的抗体検出法を用いる。

3 牛のヨーネ病（種雄牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

旭川市 令和8年4月1日から同年8月31日まで

当 麻 町 同
比 布 町 同
上 富 良 野 町 同
枝 幸 町 令和8年4月1日から令和9年1月29日まで
厚 岸 町 令和8年7月1日から令和9年2月26日まで
浜 中 町 令和8年4月13日から令和9年2月26日まで
根 室 市 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
別 海 町 同
中 標 津 町 同
標 津 町 同
羅 白 町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、規則第9条に定める方法による。

なお、スクリーニング法には予備的抗体検出法を用いる。

4 腐蛆病

(1) 実施の目的

腐蛆病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

奥 尻 町 令和8年4月1日から同年6月30日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、病性鑑定指針(平成27年26消安第4686号)の方法による。

北海道告示第113号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予察のための検査を受けることを命

ずる。

令和8年3月13日

北海道知事 鈴木直道

1 実施の目的

牛のブルセラ症及び結核の発生予察のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実 施 す る 区 域 の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

全 市 町 村 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(ただし、奥尻町、

羽幌町大字天売及

び大字焼尻、利尻

町、利尻富士町並

びに礼文町を除く。)

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) ブルセラ症

牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領(令和6年5消安第7757号。以下「要領」という。)の第2の1の(2)の輸入牛及び種畜検査対象牛並びに要領第2の2の(2)の流死産した母牛。

(2) 結核

要領第2の1の(2)の輸入牛

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、要領に定める方法による。

北海道告示第114号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するための検査を受けることを命ずる。

令和8年3月13日

北海道知事 鈴木直道

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実 施 す る 区 域 の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
 全 市 町 村 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 (ただし、奥尻町、
 羽幌町大字天売及
 び大字焼尻、利尻
 町、利尻富士町並
 びに礼文町を除く。)

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項の規定に基づく届出があった牛の死体又は家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣が伝達性海綿状脳症を対象として指定した症状を呈したために同項の規定に基づく届出があった牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年農林水産省令第58号)第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条に定める方法による。

北海道告示第115号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

令和8年3月13日

北海道知事 鈴木直道

恵庭土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	令和8.2.1	理事	大滝崇夫	恵庭市北島100番地
同	同	同	平岡日出男	千歳市勇舞5丁目9番3号
同	同	同	山内晋二	恵庭市末広町121番地2(マック恵庭コート404号)
同	同	同	漆崎勇一	同 市中島松181番地
同	同	同	中村栄裕	同 市下島松384番地5
同	同	同	山田元	同 市漁太129番地
同	同	同	松原幸雄	北広島市南の里198番地
同	同	同	三上まどか	恵庭市文京町1丁目17番8号
同	同	監事	蟹谷哲雄	同 市春日232番地

同	同	同	山形栄一	同 市穂栄252番地2
退任	令和8.1.31	理事	大滝崇夫	恵庭市北島100番地
同	同	同	平岡日出男	千歳市勇舞5丁目9番3号
同	同	同	大藤政司	恵庭市黄金南6丁目6番地4
同	同	同	中島和彦	同 市中島松29番地
同	同	同	寺澤智宏	同 市下島松114番地
同	同	同	山田元	同 市漁太129番地
同	同	同	松原幸雄	北広島市南の里198番地
同	同	監事	蟹谷哲雄	恵庭市春日232番地
同	同	同	小寺雄一	同 市北島91番地

北竜土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	令和8.2.24	理事	深瀬純一	雨竜郡北竜町字恵岱別40番地1
同	同	同	白岡直樹	同 郡北竜町字碧水140番地1
同	同	同	平林和美	同 郡北竜町字美葉牛125番地1
同	同	同	齋藤克司	同 郡北竜町字和53番地22
同	同	同	志部谷悟	同 郡雨竜町字渭の津73番地23
同	同	同	渡辺恵一	同 郡北竜町字板谷13番地5
同	同	監事	岩倉祥隆	同 郡北竜町字岩村43番地1
同	同	同	西野友也	同 郡北竜町字和26番地34
退任	令和8.2.23	理事	深瀬純一	雨竜郡北竜町字恵岱別40番地1
同	同	同	白岡直樹	同 郡北竜町字碧水140番地1
同	同	同	谷本徹	同 郡雨竜町字渭の津74番地64
同	同	同	藤井明紀	同 郡北竜町字西川25番地1
同	同	同	平林和美	同 郡北竜町字美葉牛125番地1
同	同	同	齋藤克司	同 郡北竜町字和53番地22
同	同	監事	岩倉祥隆	同 郡北竜町字岩村43番地1
同	同	同	後藤敦	同 郡北竜町字三谷90番地1

北海道告示第116号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の土地改良事業計画の変更を認可した。

この認可については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。)を被告として、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年3月13日

北海道知事 鈴木直道

認可年月日	事業主体名	事業の種類
令和8.3.4	上磯土地改良区	維持管理
同	幌加内土地改良区	同

北海道告示第117号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和8年3月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年3月13日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
網走南部西第2	区画整理、客土、暗渠排水	北海道オホーツク総合振興局のウェブサイト
大正南2	農業用排水施設、区画整理	北海道十勝総合振興局のウェブサイト

北海道告示第118号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和8年3月13日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	完了年月日
訓子府川南	農業用排水施設	令和6.9.20
同	区画整理	同 6.12.20
同	客土、暗渠排水	同 3.12.20
網走西部川向	農業用排水施設	同 6.12.20
同	区画整理	同 7.3.10
同	客土	同 4.3.10
同	暗渠排水	同 6.12.20
るべしべ	農業用排水施設	同 6.8.20
同	区画整理	同 6.12.20

同 暗渠排水 同 4.12.20

北海道告示第119号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和8年3月13日

北海道知事 鈴木直道

- 解除に係る保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町太田宏陽1の6（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

総合振興局告示及び振興局告示

北海道胆振総合振興局告示第33号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月13日

北海道胆振総合振興局長 牧野 充

- 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 乗用自動車の賃貸借その1	一式（1月当たりの単価）	1台分
(2) 乗用自動車の賃貸借その2	一式（1月当たりの単価）	1台分
(3) 乗用自動車の賃貸借その3	一式（1月当たりの単価）	1台分
(4) 乗用自動車の賃貸借その4	一式（1月当たりの単価）	1台分
(5) 乗用自動車の賃貸借その5	一式（1月当たりの単価）	4台分
(6) 乗用自動車の賃貸借その6	一式（1月当たりの単価）	3台分
(7) 乗用自動車の賃貸借その7	一式（1月当たりの単価）	2台分
(8) 乗用自動車の賃貸借その8	一式（1月当たりの単価）	1台分
(9) 貨物兼乗用自動車の賃貸借その9	一式（1月当たりの単価）	1台分
(10) 貨物兼乗用自動車の賃貸借その10	一式（1月当たりの単価）	1台分
- 落札を決定した日
令和8年2月26日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 1の(1)、(2)及び(4)から(6)まで並びに(9)、(10)

ア 氏 名 北海道自動車リース株式会社
イ 住 所 札幌市白石区本通14丁目南5番15号

(2) 1の(3)、(7)及び(8)

ア 氏 名 札幌日産自動車株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西17丁目1番地23

4 落札金額

- (1) 1の(1) 36,960円
- (2) 1の(2) 35,475円
- (3) 1の(3) 46,530円
- (4) 1の(4) 33,759円
- (5) 1の(5) 212,784円
- (6) 1の(6) 120,714円
- (7) 1の(7) 99,220円
- (8) 1の(8) 49,170円
- (9) 1の(9) 30,195円
- (10) 1の(10) 32,395円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和8年1月16日付け北海道胆振総合振興局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道胆振総合振興局総務課
- (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道十勝総合振興局告示第1006号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月13日

北海道十勝総合振興局長 野口正浩

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 入札番号1 乗用自動車の賃貸借（産業振興部農務課） 一式（1月当たりの単価）
1台分
- (2) 入札番号2 乗用自動車の賃貸借（帯広建設管理部建設行政室建設行政課・事業室事業課） 一式（1月当たりの単価）
2台分
- (3) 入札番号3 乗用自動車の賃貸借（帯広建設管理部用地室用地課・事業室事業課）
一式（1月当たりの単価）
3台分

(4) 入札番号4 乗用自動車の賃貸借（帯広建設管理部鹿追出張所）
一式（1月当たりの単価）
2台分

(5) 入札番号5 乗用自動車の賃貸借（帯広建設管理部用地室用地課・事業室事業課）
一式（1月当たりの単価）
4台分

(6) 入札番号6 乗用自動車の賃貸借（帯広建設管理部用地室用地課・事業室事業課）
一式（1月当たりの単価）
2台分

(7) 入札番号7 乗用自動車の賃貸借（帯広建設管理部建設行政室建設行政課）
一式（1月当たりの単価）
1台分

(8) 入札番号8 乗用自動車の賃貸借（地域創生部地域政策課）
一式（1月当たりの単価）
1台分

2 落札を決定した日

令和8年2月26日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 北海道リース株式会社
- (2) 住 所 札幌市中央区南1条西10丁目3番地

4 落札金額

- (1) 1の(1) 47,300円
- (2) 1の(2) 87,780円
- (3) 1の(3) 145,860円
- (4) 1の(4) 97,240円
- (5) 1の(5) 217,800円
- (6) 1の(6) 87,780円
- (7) 1の(7) 43,560円
- (8) 1の(8) 35,090円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和8年1月16日付け北海道十勝総合振興局告示第1002号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道十勝総合振興局総務課
- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

北海道十勝総合振興局告示第1007号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月13日

北海道十勝総合振興局長 野口正浩

- 落札に係る物品等の名称及び数量
複写機（十勝農業改良普及センター十勝北部支所・西部支所） 2台
- 落札を決定した日
令和8年2月26日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社曾我
(2) 住所 帯広市西15条南28丁目1番地8
- 落札金額
682,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
令和8年1月16日付け北海道十勝総合振興局告示第1005号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道十勝総合振興局総務課
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

道公安委員会規則

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月13日

北海道公安委員会委員長 吉本淳一

北海道公安委員会規則第2号

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章の3 サイバーセキュリティ対策本部（第37条の7 - 第37条の12）」を削る。

第6条の4第1号中「電子計算組織（他の部）」を「情報システム（他の部課）」に改め、「除く」の次に「。第33条の9第2項において同じ」を加え、「運用管理及び整備」を「整備及び管理」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「電子計算組織」を「情報システム」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号及び第5号を削り、同条に次の1号を加える。

(3) デジタル技術の活用の推進に関すること。

第17条の見出しを削り、同条中「次の6課」を「サイバー局に置くもののほか、次の5

課」に改め、「サイバー犯罪対策課」を削り、同条に次の1項を加える。

2 サイバー局に、次の2課を置く。

サイバー企画課

サイバー捜査課

第17条を第17条の2とし、第16条の3の次に次の見出し及び1条を加える。

（生活安全部の分課等）

第17条 生活安全部に、サイバー局を置く。

2 サイバー局においては、サイバー事案対策に関する事務（他部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第19条の2中第13号を第14号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 特定金属くず買受業の届出及び取締りに関すること。

第19条の3（見出しを含む。）中「サイバー犯罪対策課」を「サイバー捜査課」に改め、同条第2号中「高度な情報技術を利用する」を「サイバー事案に係る」に改め、同条第3号中「情報技術を利用する」を「サイバー事案に係る犯罪及びネットワーク利用」に改め、同条を第19条の4とする。

第19条の2の次に次の1条を加える。

（サイバー企画課の所掌事務）

第19条の3 サイバー企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1) サイバー事案対策の企画、調査及び調整に関すること。

(2) サイバー事案対策に必要な情報の収集及び分析に関すること。

(3) サイバー事案対策に係る人材育成及び教養に関すること。

(4) 局内の連絡調整に関すること。

第20条の2第7号中「水難、山岳遭難」を「山岳遭難、水難」に改める。

第22条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第23条第6号中「交通機動隊」の次に「及び高速道路交通警察隊」を加える。

第26条第6号中「電気通信回線を通じて」を「先端的な技術を用いて」に改め、「電子計算機に対する」を削る。

第30条の3を第30条の4とし、第30条の2を第30条の3とし、第30条の次に次の1条を加える。

（サイバー局長）

第30条の2 生活安全部サイバー局に、サイバー局長を置く。

2 サイバー局長には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 サイバー局長は、警察本部長又は生活安全部長の命を受け、サイバー局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第33条の9第2項中「電子計算組織の運用及び整備並びに電子計算適用業務の開発及び運用」を「情報システムの整備及び管理」に改める。

第35条の15を第35条の16とし、第35条の4から第35条の14までを1条ずつ繰り下げ、第35条の3の次に次の1条を加える。

(山岳救助・安全対策室)

第35条の4 地域部地域企画課に、山岳救助・安全対策室を附置する。

2 山岳救助・安全対策室においては、山岳遭難、水難その他の事故の防止に関する事務を行う。

第2章の3を削る。

第42条第2項中「事務職員」の次に「若しくは技術職員」を加える。

第46条第4項中「及びサイバー犯罪対策課」を「、サイバー企画課及びサイバー捜査課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

北海道公安委員会委員長 吉本 淳一

北海道公安委員会規則第3号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分 組織別	警 察 官					警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補及び 巡査部長	巡 査	計		
北海道警察本部	186	291	1,325	553	2,355	596	2,951
札幌市警察部	(2)	(7)	(9)		(18)	(6)	(24)
北海道警察学校	10	14	49	240	313	28	341
札幌方面警察署	100	200	2,267	1,492	4,059	241	4,300

計		296	505	3,641	2,285	6,727	865	7,592
函館方面	本 部	18	37	153	47	255	54	309
	警 察 署	22	35	387	205	649	42	691
	計	40	72	540	252	904	96	1,000
旭川方面	本 部	18	39	168	58	283	58	341
	警 察 署	29	58	574	283	944	70	1,014
	計	47	97	742	341	1,227	128	1,355
釧路方面	本 部	22	42	187	57	308	60	368
	警 察 署	23	45	511	292	871	56	927
	計	45	87	698	349	1,179	116	1,295
北見方面	本 部	16	31	114	22	183	46	229
	警 察 署	15	28	252	124	419	27	446
	計	31	59	366	146	602	73	675
合 計		459	820	5,987	3,373	10,639	1,278	11,917

注1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。

2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第169号

令和6年11月に策定した警察署の機能強化に向けた再編整備計画に基づき、令和8年4月1日に、次表の左欄に掲げる警察署にそれぞれ当該中欄及び右欄に定める分庁舎を設置する。

令和8年3月13日

北海道警察本部長 友井昌宏

警察署	分庁舎の名称	分庁舎の位置
札幌方面岩見沢警察署	美唄警察庁舎	美唄市東1条北7丁目1番1号
札幌方面滝川警察署	赤歌警察庁舎	赤平市東大町3丁目2番地
	芦別警察庁舎	芦別市南1条東2丁目12番地の12
函館方面函館中央警察署	木古内警察庁舎	上磯郡木古内町字本町550番地3
釧路方面帯広警察署	池田警察庁舎	中川郡池田町字西3条6丁目10番地の1
北見方面紋別警察署	興部警察庁舎	紋別郡興部町字興部755番地の3

北海道警察本部告示第170号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月13日

北海道警察本部長 友井昌宏

- 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 落札に係る物品等の名称
デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びブステーブルを除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
 - 調達台数及び調達予定数量
52台及び1月当たり814,000枚
- 落札を決定した日
令和8年2月27日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名 コニカミノルタジャパン株式会社
 - 住所 東京都港区芝浦1丁目1番1号
- 落札金額
 - 基本料金 418,000円
 - 複写料金 0.55円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
令和8年1月6日付け北海道警察本部告示第4号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 名称 北海道警察本部総務部会計課
 - 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

道 警 察 署 告 示

旭川方面留萌警察署告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年3月13日

北海道旭川方面留萌警察署長 馬場孝司

- 入札に付する事項
 - 調達をする特定役務の名称及び数量 警備艇「るもい」船体部中間検査整備一式
 - 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 契約期間 契約締結日の翌日から75日間
 - 履行場所 契約担当者等が指定する場所
- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち船舶の建造又は修理の資格を有すること。
 - 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - 総トン数21トンの船舶を上架できる設備を有していること。
 - 過去5年間（令和3年度以降）に、元請として1の(1)に掲げる契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- 資格要件の特例
平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。
- 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - 申請の時期 令和8年3月13日（金）から同年4月21日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 - 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-0021 留萌市高砂町3丁目5番1号
北海道旭川方面留萌警察署会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道旭川方面留萌警察署会計課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 留萌市高砂町3丁目5番1号 北海道旭川方面留萌警察署2階会議室（送付による場合は、郵便番号 077-0021 留萌市高砂町3丁目5番1号 北海道旭川方面留萌警察署会計課）

(2) 入札日時 令和8年4月30日（木）午後1時30分（送付による場合は、同日正午までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 5に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道旭川方面留萌警察署のホームページ (<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/rumoi-syo/>) においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(2)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道旭川方面留萌警察署会計課

(2) 所在地 郵便番号 077-0021 留萌市高砂町3丁目5番1号

(3) 電話番号 0164-42-0110 内線 230

12 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Patrol Boat RUMOI hull inspection and repair services 1 set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., April 30, 2026
(If mailed, bids must arrive no later than 12 : 00 P.M., April 30, 2026)

C Contact : Finance Section, Hokkaido Asahikawa Area Rumoi Police Station,
Takasago-cho 3-chome 5-1, Rumoi, Hokkaido 077-0021 Japan

Phone : 0164-42-0110 Extension 230

旭川方面留萌警察署告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年3月13日

北海道旭川方面留萌警察署長 馬場孝司

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 警備艇「るもい」機関部中間検査整備 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結日の翌日から75日間

(4) 履行場所 北海道と受注者が協議した場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入（機械修繕に限る。）又は船舶の建造又は修理のいずれかの資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 独国MTU社製「MTU 8 V 2000M93型」の分解検査及び修理について、当該内燃機関の製造業者と業務提携している者又は業務提携している者の代理者であること。

(5) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

<p>ア 申請の時期 令和8年3月13日(金)から同年4月21日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-0021 留萌市高砂町3丁目5番1号 北海道旭川方面留萌警察署会計課</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道旭川方面留萌警察署会計課</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入札場所 留萌市高砂町3丁目5番1号 北海道旭川方面留萌警察署2階会議室(送付による場合は、郵便番号 077-0021 留萌市高砂町3丁目5番1号 北海道旭川方面留萌警察署会計課)</p> <p>(2) 入札日時 令和8年4月30日(木)午後1時40分(送付による場合は、同日正午までに必着)</p> <p>(3) 開札場所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開札日時 (2)に同じ。</p> <p>6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。</p> <p>7 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 4に同じ。</p> <p>(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道旭川方面留萌警察署のホームページ(https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/rumoi-syo/)においてダウンロードすることができる。</p> <p>8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(2)による。</p> <p>9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。</p> <p>10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。</p>	<p>契約に関する事務を担当する組織</p> <p>(1) 名称 北海道旭川方面留萌警察署会計課</p> <p>(2) 所在地 郵便番号 077-0021 留萌市高砂町3丁目5番1号</p> <p>(3) 電話番号 0164-42-0110 内線 230</p> <p>11 Summary</p> <p>A Nature and quantity of the services to be procured : Patrol Boat RUMOI (Model MTU8V2000 M93) engine inspection and repair services 1 set</p> <p>B Bid tendering date and time : 1 : 40 P.M., April 30, 2026 (If mailed, bids must arrive no later than 12 : 00 P.M., April 30, 2026)</p> <p>C Contact : Finance Section, Hokkaido Asahikawa Area Rumoi Police Station, Takasago-cho 3-chome 5-1, Rumoi, Hokkaido 077-0021 Japan Phone : 0164-42-0110 Extension 230</p> <hr/>
--	---